

各道立学校長 様

総務政策局長

教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策について（通知）

教育職員の時間外勤務・業務の縮減は、教育職員の健康及び福祉の増進のため、極めて重要であることから、平成 17 年 3 月に「時間外勤務・業務の縮減等に向けての指針」（以下「指針」という。）を策定し、各学校の実情に応じた取組をお願いしてきたところですが、必ずしも十分な成果が上がっていない状況です。

こうしたことから、昨年 9 月に、より実効性のある縮減対策について検討・推進するため、有識者等からなる「時間外勤務等縮減推進委員会」を設置し、本年 3 月に基本的な取組方向について「中間まとめ」として報告を受けたところです。

北海道教育委員会では、この報告を踏まえ、このたび、別添のとおり、教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策を具体的に取りまとめました。今後、この取組方策に基づいて計画的に進めてまいりますので、各学校におかれましても、家庭や地域の理解を得ながら取組を推進されるよう、よろしくお願いします。

なお、取組方策の具体的な推進に当たっては、次のとおり、指針の項目に基づく取組についてもよろしくお願いします。

記

〔指針の項目〕

1 時間外勤務の命令

教育職員については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和 46 年条例第 61 号）により、原則として時間外勤務を命じないことになっており、教育職員に時間外勤務を命じられる場合は、臨時又は緊急やむを得ない必要があるときで、生徒の実習に関する業務など 4 項目に限定されていることに十分留意すること。

2 時間外勤務命令によらない業務

命令によらない時間外における業務が行われていることから、管理職員にあっては、こうした業務についても、その把握に努めるとともに、職員に対し、業務の緊急性及び必要性を含め、その縮減を図るよう指導するなど適切に対応すること。

3 週休日の振り替え等

週休日に勤務を命ずる必要がある場合には週休日の振替え、休日に勤務を命ずる必要

がある場合は代休日の指定を行うこと。

4 縮減に向けた意識啓発等

(1) 管理職員は、日頃から機会をとらえ、勤務時間内に校務が効率的に遂行されるよう意識啓発に努めるとともに、時間外勤務等の縮減に向け、地域や学校の実情に応じた実効ある取組を進めること。

(2) 管理職員は、学校の状態に応じ、勤務時間終了後速やかな退勤を促すなど、教職員が退勤しやすい職場の雰囲気づくりに努めること。

(3) 年次休暇の使用促進についての意識の啓発を図ること。(年休や夏季休暇、週休日を利用した連続休暇の取得の推進、そのための休暇取得予定表の作成、回覧)

(4) 時間外勤務等についての意識の高揚を図るため、定時退勤の日など各学校の実情に合わせた取組を進めること。

例：家庭の日(給与支給日、手当支給日)、健康管理の日(第4水曜日)、時間外勤務縮減週間、ノー部活デー、消灯時間の設定等

(5) 時間外勤務等の縮減に向けて各学校毎に課題を把握し、テーマを定めて取り組むなど、具体的取組を進めること。

(教職員課人事企画グループ)

教職 第 942 号

平成21年8月31日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁総務政策局長

教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策について（通知）

教育職員の時間外勤務・業務の縮減は、教育職員の健康及び福祉の増進のため、極めて重要であることから、平成17年3月に「時間外勤務・業務の縮減等に向けての指針」（以下「指針」という。）を策定し、各市町村教育委員会や各学校の実情に応じた取組をお願いしてきたところですが、必ずしも十分な成果が上がっていない状況です。

こうしたことから、昨年9月に、より実効性のある縮減対策について検討・推進するため、有識者等からなる「時間外勤務等縮減推進委員会」を設置し、本年3月に基本的な取組方向について「中間まとめ」として報告を受けたところです。

北海道教育委員会では、この報告を踏まえ、このたび、別添のとおり、教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策を具体的に取りまとめました。今後、この取組方策に基づいて計画的に進めてまいりますので、各市町村教育委員会におかれましても、各学校と連携を図り、家庭や地域の理解を得ながら取組を推進されるよう、よろしくをお願いします。

なお、取組方策の具体的な推進に当たっては、次のとおり、指針の項目にも十分留意するようよろしくお願いします。

記

〔指針の項目〕

1 時間外勤務の命令

教育職員については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年条例第61号）により、原則として時間外勤務を命じないことになっており、教育職員に時間外勤務を命じられる場合は、臨時又は緊急やむを得ない必要があるときで、生徒の実習に関する業務など4項目に限定されていることに十分留意すること。

2 時間外勤務命令によらない業務

命令によらない時間外における業務が行われていることから、管理職員にあっては、こうした業務についても、その把握に努めるとともに、職員に対し、業務の緊急性及び必要性を含め、その縮減を図るよう指導するなど適切に対応すること。

3 週休日の振り替え等

週休日に勤務を命ずる必要がある場合には週休日の振替え、休日に勤務を命ずる必要がある場合は代休日の指定を行うこと。

4 縮減に向けた意識啓発等

(1) 管理職員は、日頃から機会をとらえ、勤務時間内に校務が効率的に遂行されるよう意識啓発に努めるとともに、時間外勤務等の縮減に向け、地域や学校の実情に応じた実効ある取組を進めること。

(2) 管理職員は、学校の状況に応じ、勤務時間終了後速やかな退勤を促すなど、教職員が退勤しやすい職場の雰囲気づくりに努めること。

(3) 年次休暇の使用促進についての意識の啓発を図ること。(年休や夏季休暇、週休日を利用した連続休暇の取得の推進、そのための休暇取得予定表の作成、回覧)

(4) 時間外勤務等についての意識の高揚を図るため、定時退勤の日など各学校の実情に合わせた取組を進めること。

例：家庭の日(給与支給日、手当支給日)、健康管理の日(第4水曜日)、時間外勤務縮減週間、ノー部活デイ、消灯時間の設定等

(5) 時間外勤務等の縮減に向けて各学校毎に課題を把握し、テーマを定めて取り組むなど、具体的取組を進めること。

(教職員課人事企画グループ)

教職 第 942 号
平成21年8月31日

各教育局長 様

総務政策局長

教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策について（通知）

このことについて、各道立学校長及び市町村教育委員会教育長に対し、別添写しのとおり通知しましたので、各教育局においては、管内の市町村教育委員会・学校等と十分な連携を図りながら、教育職員の時間外勤務等縮減に向けた取組を一層推進されるよう、よろしく申し上げます。

（教職員課人事企画グループ）

教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策について

1 道教委が取り組む事項（工程表について）

時間外勤務等縮減推進委員会から報告のあった6項目の取組の基本方向を踏まえ、時間外勤務等の縮減に向けた取組方策を次のとおりとする。

（1）学校等の事務処理体制の改善

- (a) 学校の業務改善
- (b) 教員と事務職員等との連携強化
- (c) ICTの推進
- (d) 学校の組織運営体制の整備
- (e) 管内における学校事務の共同処理

【平成21年度に取り組む事項】

管理職向けのマネジメント研修の充実

既存の管理職向け研修の内容に、勤務時間の管理についての研修項目を追加し、管理職の意識啓発や学校経営力の向上を図る。〔H22以降も継続〕

- ・ 新任校長、副校長、教頭研修
- ・ 道立教育研究所の研修講座 校長教頭学校経営力向上研修講座(5月・8月)

定時退勤日等の徹底

全道的取組である「時間外勤務等縮減強調週間」と「定時退勤日」の取組を強化する。〔H22以降も継続〕

- ・ 「時間外勤務等縮減強調週間」の全学校100%実施(年2回)
- ・ 「定時退勤日」の学校毎の実施回数が増(月1回以上 月2回以上)

学校の業務改善

業務の集約化など道立学校の事務の効率化・省力化 〔H22以降も継続〕

平成21年3月の道立学校事務改善推進委員会による「道立学校に関わる改善方策報告書」に沿った事務改善に取り組む。

- ・ 学校徴収金など現金取扱の縮減
- ・ 給与・旅費の口座振替等
- ・ 旅費支援システム等の導入

管内における学校業務の共同処理の仕組み等の検討 〔H22以降も継続〕

ICT機器の整備

平成21年度の国補正予算の活用によりICT機器の整備を促進し、教員1人1パソコンと校内LAN整備の実現を目指す。

- ・ 道立学校 教員1人1パソコンの整備〔H21二定補正道予算〕
- ・ 市町村立学校 市町村に対する教員1人1パソコンと校内LAN整備の働きかけ 〔H22以降も継続〕
- ・ 校内LAN運用規定やセキュリティ管理等に関する情報提供 〔H22以降も継続〕

- ・ 校内LAN構築及び運用、セキュリティにかかわる道立教育研究所における研修講座の充実 〔H22以降も継続〕

ICT機器の活用

成績一覧表などの校務処理用シート等の資料提供及び指導助言を行う。 〔H22以降も継続〕

ICT機器を活用した校務の情報化及び教材作成にかかわる研修講座を充実する。 〔H22以降も継続〕

北海道公立学校校務システムの構築

北海道公立学校校務システム(児童生徒等の成績処理等の情報システム)を構築し、NTTなどの通信事業者回線網を利用した全道運用を検討する。

- ・ H24の本格実施に向けて、H21は業務分析とシステムの基本設計

学校の組織運営体制の整備

副校長・主幹教諭を配置〔H21.4〕

【平成22年度に取り組む事項】

ICT機器の活用

道立教育研究所におけるICT校務処理研修の充実と受講枠の拡大を図る。
〔H23以降も継続〕

北海道公立学校校務システムの構築

H24の本格実施に向けて、H22はプログラム開発運用を行う。

学校の組織運営体制の整備

副校長・主幹教諭の一層の活用を図る。
〔H23以降も継続〕

【平成23年度以降に取り組む事項】

北海道公立学校校務システムの構築

H24の本格実施に向けて、H23はシステム構築・試験運用を行う。

<参考>ICT機器の活用

教員1人1パソコンと校内LANの整備が実現することにより、教員間での情報共有が容易になり、例えば、

- ・ 時間割や行事日程のほか、児童生徒の情報を校内LAN上で共有し、会議や打合せに要する時間を短縮する。
 - ・ 行事などの運営方法等を記載したファイルを職員全員で共有し、他学年や過去のデータやノウハウなどを活用することにより、運営業務を省力化する。
 - ・ 道立教育研究所が提供する成績一覧表などの校務処理用シートなどを積極的に活用することにより、事務作業を省力化する。
- などにより、事務の効率化と質の確保を図っていく。

また、教材や学習指導案の共有も容易となり、授業準備の効率化にも効果を生じさせる。

<参考>北海道公立学校校務システム

公立学校での児童生徒情報等の一括管理・処理・共有、成績処理や各種証明書の作成処理を可能とするシステムを構築することにより、平成24年度からの本格実施後は、例えば、

- ・ 学校内の教務用パソコン上で自校の児童生徒の成績データ、学習状況等の情報を共有できるとともに、成績等の情報を入力することで成績処理等を自動で処理する
 - ・ 従来、手書きで作成していた指導要録や成績証明書などの各種証明書を、システム内に蓄積されているデータをもとに自動で作成する
- などにより、校務の省力化を図っていく。

なお、本システムは、北海道電子自治体プラットフォーム（HARP）上に構築することにより、市町村が一定額の運用経費を負担することですべての公立学校の利用が可能であるとともに、各学校でのシステム等の保守作業を不要とする。

また、学校と北海道電子自治体プラットフォームの間は、NTTなどの通信事業者回線網により接続することとし、十分なセキュリティを持つものとする。

（2）調査等の業務の見直し

(a) 調査事務の削減

(b) 学校事務の削減・標準化

【平成21年度に取り組む事項】

類似調査・項目の整理による調査事務の削減

H21は次により調査事務を1割削減する。

- ・ 調査データを電子データベース化し一元管理
- ・ 調査実施ルールの徹底、意識改革
- ・ 各種学校調査の再点検

届出・報告事項等の見直し、書類の簡素化

H21は各種届出、報告事項等の見直し、書類の様式の簡素化の検討を行う。

〔H22以降も継続〕

【平成22年度に取り組む事項】

- 類似調査・項目の整理による調査事務の削減
H22は次により調査事務のプラス1割削減する。
- ・ 電子データベースの活用
 - ・ 更なる調査事務の再点検

【平成23年度以降に取り組む事項】

- 届出・報告事項等の見直し、書類の簡素化
H23は引き続き各種届出、報告事項等の見直しを行い、H24以降公立学校校務システムに反映させる。

<参考>調査事務の削減

調査事務については、これまで各課がそれぞれ必要に応じて実施してきたことから、全体として類似内容の調査・照会を行う場合が生じていた。

今後、道教委(本庁・教育局)が実施する調査については、調査データを電子データベース化し一元管理することにより、重複項目の調査・照会を減らすとともに、調査の実施に当たっては、この電子データベースを事前利用するという調査実施ルールの徹底や意識改革を図っていく。

- また、併せて、道教委が学校に対して実施しているすべての調査を再整理し、類似・重複調査や不要不急な調査について、調査の実施時期も含めて削減を目指していく。

(3) 部活動指導の実施体制の検討

- (a) 生徒・教職員の過重負担の軽減
- (b) 実施体制の検討
- (c) 指導者の外部人材の活用

【平成21年度に取り組む事項】

- 適正な部活動の在り方に係る申し合わせの実現
校長会と中体連・高体連との協議を通じた適正な部活動実施に係る標準的な考え方の整理・申し合わせを行う。
道教委による周知徹底を行う。

- 部活動マネジメントの情報提供
効率的な指導方法等の競技団体等からの情報収集や学校への情報提供を行う。
〔H22以降も継続〕

- 部活動の位置づけの検討
社会教育団体との連携やPTA等の活用などを含め、部活動の一部を学校管理外と位置づける場合の制度上の課題や可能性等について、検討する。
- ・ 災害給付や施設使用料等の検討
 - ・ 関係団体との連絡調整

- 部活動の外部指導者の活用に関連する事業の充実
子どもの体力向上推進事業(国)やスポーツエキスパート事業(道)などにより部活動の外部指導者の活用を図る。

【平成22年度に取り組む事項】

- 部活動の位置づけの検討
部活動の改善策の試行・検討を行う。

- 部活動の外部指導者の活用に関連する事業の充実
子どもの体力向上推進事業(国)やスポーツエキスパート事業(道)などについて、事業予算の確保を図る。

【平成23年度以降に取り組む事項】

部活動の位置づけの検討

- H23以降可能な時期に、試行を踏まえた論点整理と更なる改善に向けての検討
・成果普及を行う。

<参考>部活動の位置づけの検討

部活動の目的やその練習方法等について、生徒・保護者・地域の状況を踏まえながら検討していく必要があり、例えば、

- ・ 1日の練習時間の上限や、月～金あるいは土日の中での休養日の設定
 - ・ 部活動指導に協力してくれる地域人材の活用の在り方
 - ・ 社会教育団体との連携やPTA等の活用を含め、部活動の一部を学校の管理外のものとして位置づけることの可能性
- など、部活動の位置づけについて、今後とも積極的に検討していく必要がある。

(4) 授業準備等への支援

- (a) 教材研究等の支援
- (b) 若手教員への支援
- (c) 補充的な学習支援の充実

【平成21年度に取り組む事項】

道立教育研究所のホームページや「ほっかいどうスクールネット」を利用した教材等の各種コンテンツの提供の充実（新しい学習指導要領に沿った各教科・各単元の教材・学習指導案等の提供）

「ほっかいどうスクールネット」の教育用教材ライブラリを充実する。

[H22以降も継続]

各種教科研究会等の研究内容の活用等を図る。

[H22以降も継続]

道立教育研究所の「北海道コア・アビリティ」（積み重ねの性質の強い学習内容）における国語科、算数・数学科の学習指導案等を提供する。

[H22以降も継続]

道立教育研究所の研究相談体制の充実

ホームページやリーフレット等による研究相談窓口の積極的なPRを実施する。

補習授業等の支援

大学の学生ボランティアや退職教員等による補習授業の支援を検討する。

[H22以降も継続]

【平成22年度以降に取り組む事項】

道立教育研究所の研究相談体制の充実

H22以降は、研究相談体制の充実を図る。

<参考>授業準備等における各種コンテンツの提供の充実

「ほっかいどうスクールネット」では教育用教材ライブラリを提供しており、今後、新しい学習指導要領に沿った各教科・単元の教材・学習指導案等、その内容を充実させていく。

また、北海道コア・アビリティ（学習指導要領の内容を体系的におさえ、確かな学力の向上を目指した指導方法の工夫・改善を図る研究）の成果（学習指導案等）についても、今後、活用させていく。

- (5) 保護者・地域への対応
(a) 保護者等からの多様な要望への対応
(b) 学校からの情報発信

【平成 2 1 年度に取り組む事項】

保護者等対応のポイントを掲載した資料を作成・配付・活用
事例集を発行し、配付・活用を図る。

保護者等の対応の研修への協力・支援
保護者への対応に関する研修内容の検討を行う。

保護者等対応への支援
専門家の活用の仕組みの検討を行う。

[H22以降も継続]

【平成 2 2 年度以降に取り組む事項】

保護者等対応のポイントを掲載した資料を作成・配付・活用
事例集（追補版）を発行する。

保護者等の対応の研修への協力・支援
既存の研修に保護者等への対応に関する研修項目を追加する。

<参考>保護者等対応への支援

保護者等への対応は学校が行う必要があるが、解決が困難な問題については専門家が対応するシステムづくりなどを検討し、学校における対応業務を支援していく必要がある。

- (6) 学校支援地域本部の活用
(a) 事業内容の充実と普及

【平成 2 1 年度に取り組む事項】

教員の負担軽減につながる事業内容の充実と取組の普及啓発
学校支援ボランティアを活用する。 [H22以降も継続]

- ・ 学校支援ボランティアの活用例
登下校時の通学路の安全指導、環境整備の支援、スキー学習の支援、
学級農園づくりの支援、部活動の指導支援 等

2 時間外勤務縮減に係る業務改善事業（モデル校）

【平成 2 1 年度の取組】

事業の目的
教員の業務負担軽減の観点から、市町村教育委員会及び学校において、実効性のある業務改善に取り組む、もって教員の時間外勤務の縮減に資する。

事業実施校等

- ・ 小中学校については、各管内ごとに地教委・小学校・中学校を 1 組選定
- ・ 道立学校については、学校規模、学科、障害種別等を勘案して選定
- ・ 全道のモデル校数
小学校 1 4 校、中学校 1 4 校、高等学校 9 校、特別支援学校 5 校

取組の内容

「中間まとめ」の取組の基本方向を参考に、時間外勤務縮減につながるような実効性のある取組をモデル的に実施しその効果等を検証する。

3 市町村教委・学校が取り組む事項

市町村・学校が取り組むことについては、道教委・教委連・校長会が連携し、積極的に情報交換を図りながら、取組方策を推進する。

また、各管内においては、平成17年3月の「時間外勤務・業務の縮減に向けての指針」に基づき設置された「時間外縮減推進委員会」において引き続き検討し、取組を推進する。

〔市町村教委が取り組むこと〕

- (1) 学校等の事務処理体制の改善
地教委と学校の業務分担の見直しや業務の共同処理化を進め、学校を支援する。
 - ・ 施設の管理方法の見直し
 - ・ 学校単独では対応しきれない課題のサポート
 - ・ 市町村内の学校間連携による事務の効率化

国の補正予算を活用し、ICT機器の整備を推進する。

 - ・ 教員1人1パソコンと校内LANの整備
- (2) 調査等の業務の見直し
市町村が行う各種調査の再点検を行い調査事務を整理・削減する。

届出・報告事項等の見直しや書類の簡素化を図る。

他機関等から依頼される各種コンクールや行事への作品応募や審査等の参加・協力業務について精選を図るなど、対応の在り方を検討する。
- (3) 部活動指導の実施体制の検討
学校が検討する部活動休止日や活動時間の設定などについて、地域や保護者の理解を求めたり、学校間の調整を行うなどにより実施を支援する。

国・道の事業や市町村の独自事業などにより、部活動の外部指導者の活用を図る

社会教育団体やPTA等の活用などを検討する。

地域ボランティア等の活用を図る。
- (4) 保護者・地域への対応
学校に対する多様な要望・苦情のうち、学校での対応が困難なものについて、協力・支援する。

専門家の活用の仕組みの検討

地域の祭りや各種コンクールなど、地域や他の機関が主催する行事等への参加・協力について精選を図るなど、対応の在り方を検討する。

学校の情報について、地域住民に周知する機会を多くする。
- (5) 学校支援地域本部の活用
学校支援ボランティアを活用する。
 - ・ 登下校時の通学路の安全指導、環境整備の支援、スキー学習の支援、学級農園づくりの支援、部活動の指導支援など

〔学校が取り組むこと〕

- (1) 学校等の事務処理体制の改善
教職員間の業務連携、校務分掌の見直し、情報・教材の共有化、会議の効率化、業務分担の平準化など校内の業務改善を進める。
 - ・ 業務が特定の職員に集中しないようにするための分掌や業務連携の工夫
 - ・ 既存の校務処理用シートなどの積極的な活用による成績処理業務等の効率化
 - ・ ファイリングシステムの徹底やＩＣＴ機器の活用による児童生徒の各種データ等の共有
 - ・ 会議資料の事前配布や開始・終了時間厳守等による会議の効率化

時間外縮減のための全道的取組である「時間外勤務等縮減強調週間」と「定時退勤日」の取組を強化する。

 - ・ 「時間外勤務等縮減強調週間」については、全学校１００％実施(年２回)
 - ・ 「定時退勤日」については、学校毎の実施回数の増(月１回以上 月２回以上)
- (2) 調査等の業務の見直し
他機関等から依頼される各種コンクールや行事への作品応募や審査等の参加・協力業務を精選する。
- (3) 部活動指導の実施体制の検討
部活動休止日や活動時間の設定などを検討する。

練習内容の見直しや顧問の複数化など、効率的な指導方法を検討する。

参加する大会の精選を図る。

社会教育団体やPTA等の活用などを検討する。

子どもの体力向上推進事業や学校支援地域本部事業、市町村独自の事業などにより、部活動の外部指導者の活用を図る〔市町村立学校に限る〕。
- (4) 授業準備等への支援
教材等の情報の共有を図るとともに、若手教員の授業準備の支援を行う。
- (5) 保護者・地域への対応
学校に対する多様な要望・苦情については、教職員が共通認識を持ち対応するよう、校内で研修を実施する。

地域の祭りや各種コンクールなど、地域や他の機関が主催する行事等への参加・協力業務について精選を図るなど、対応の在り方を検討する。

学校だより、学校ホームページ、学校説明会などにより、学校からの情報発信の充実を図る。
- (6) 学校支援地域本部の活用
地域による学校支援について理解を深め、学校支援地域本部事業の活用を検討する〔市町村立学校に限る〕。

教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策について(工程表)

取組の基本方向	取組項目	年度別の取組			摘要
		平成21年度の取組	平成22年度の取組	平成23年度以降の取組	
学校等の事務処理体制の改善 (a)学校の業務改善 (b)教員と事務職員等との連携強化 (c)ICTの推進 (d)学校の組織運営体制の整備 (e)管内における学校事務の共同処理	管理職向けマネジメント研修の充実	・勤務時間の管理にかかわる管理職の意識啓発や学校経営力の向上を図る研修項目の追加 (新任校長研修、副校長・教頭研修、校長教頭学校経営力向上研修講座) 【H21～】			→
	定時退勤日等の徹底	・時間外勤務等縮減強調週間の全学校100%実施(年2回) ・定時退勤日の実施回数増(月1回 月2回以上) 【H21～】			→
	学校の業務改善	・業務の集約化など道立学校の事務の効率化・省力化 ・学校徴収金など現金取扱の縮減 ・給与・旅費の口座振替等 ・旅費支援システム等の導入 【H21～】			→
	ICT機器の整備 (教員1人1パソコンと校内LAN整備)	・道立学校～教員1人1パソコン整備 ・市町村立学校～教員1人1パソコンと校内LAN整備の働きかけ ・校内LAN運用規定やセキュリティ管理等に関する情報提供 ・校内LAN構築及び運用、セキュリティにかかわる道研研修講座の充実 【H21～】			→
	ICT機器の活用	・成績一覧表などの校務処理用シート等の資料提供及び指導助言 ・ICT機器を活用した校務の情報化及び教材作成にかかわる道研研修講座の充実 【H21～】	・道研ICT校務処理研修の充実 (研修の受講者の拡大) 【H22～】		→
	北海道公立学校校務システムの構築 (児童生徒の成績処理等の情報システム)	・N T Tなどの通信事業者回線網を利用した全道運用の検討 ・業務分析・基本設計	・プログラム開発	・システム構築、試験運用 ・本格実施 【H24～】	
	学校の組織運営体制の整備	副校長・主幹教諭の配置	・副校長・主幹教諭の一層の活用 【H22～】		→
調査等の業務の見直し (a)調査事務の削減・標準化 (b)学校事務の削減・標準化	類似調査・項目の整理による調査事務の2割削減	・電子データベースの運用、調査実施ルールの徹底 ・各種学校調査の再点検 調査事務の1割削減	・電子データベースの活用 ・更なる調査事務の再点検 調査事務のプラス1割削減		
	届出・報告事項・様式等の見直し	・各種届出・報告事項等の見直し、書類の様式の簡素化等の検討		・公立学校校務システムに反映 【H24】	
部活動指導の実施体制の検討 (a)生徒・教職員の過重負担の軽減 (b)実施体制の検討 (c)指導者の外部人材の活用	適正な部活動の在り方に係る申合せの実現	・校長会と中体連・高体連との協議を通じた適正な部活動実施に係る標準的な考え方の整理・申合せ ・道教委による周知徹底 【H21～】			→
	部活動マネジメントの情報提供	・効率的な指導方法等の競技団体等からの情報収集や学校への情報提供 【H21～】			→
	部活動の位置づけの検討	・社会教育団体との連携やP T A等の活用なども含め、部活動の一部を学校管理外と位置づける場合の制度上の課題や可能性等について検討 ・災害給付や施設使用料等の検討 ・関係団体との連絡調整	・部活動の改善策の試行・検討	・試行を踏まえた論点整理と更なる改善へ向けての検討・成果普及 【H23以降可能な時期】	
	部活動の外部指導者の活用に関する事業の充実	・子どもの体力向上推進事業(国)やスポーツエキスパート活用事業(道)などの活用	・事業予算の確保 【H22～】		→
授業準備等への支援 (a)教材研究等の支援 (b)若手教員への支援 (c)補充的な学習支援の充実	道研のHPや「ほっかいどうスクールネット」を利用した教材等の各種コンテンツの提供の充実	・新しい学習指導要領に沿った各教科・各単元の教材・学習指導案等の提供 ・「ほっかいどうスクールネット」の教材用ライブラリの充実 ・各種教科研究会等の研究内容の活用等 ・「北海道コア・アビリティ」の成果(学習指導案等)の提供 【H21～】			→
	道研の研究相談体制の充実	・研究相談窓口のPR	・研究相談体制の充実 【H22～】		→
	補習授業等の支援	・学生・退職教員等による補習授業の支援の検討 【H21～】			→
保護者・地域への対応 (a)保護者等からの多様な要望への対応 (b)学校からの情報発信	保護者等対応のポイントを掲載した資料の作成・配付・活用	・事例集の発行	・事例集(追補版)の発行		
	保護者等対応の研修への協力・支援	・保護者への対応に関する研修内容の検討	・既存の研修への研修項目追加 【H22～】		→
学校支援地域本部の活用 (a)事業内容の充実と普及	教員の負担軽減につながる事業内容の充実と取組の普及啓発	・学校支援ボランティアの活用 【H21～】			→
業務改善事業(モデル校)	モデルとなる取組を実施・効果検証し、実効性のある取組を全道普及	・14地教委、42校(小14校、中14校、高9校、特5校)指定	・実効性のある取組を全道に普及		
各管内の時間外縮減推進委員会による取組	「指針」に基づき、引き続き管内における対応策を検討・実施	〔地教委〕 ・地教委と学校の業務分担の見直し等 ・学校が検討する部活動休止日の設定などについて 地域・保護者の理解を求めることなど ・各種コンクール・行事等の参加・協力の精選 等			→
		〔学校〕 ・教職員間の業務連携、校務分掌の見直し等 ・各種コンクール・行事等の参加・協力の精選 ・部活動休止日や活動時間の設定などの検討 等			→